廿日市市経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定要領

１　民間事業者の選定概要

　　２に掲げる森林を対象として経営管理実施権の設定を受ける民間事業者について、森林経営管理法第36条第３項に基づき、森林経営管理法第36条第２項の規定により公表されている民間事業者の中から選定します。

希望する民間事業者には、森林経営管理法施行規則第33条第１項の規定により、企画提案書を提出していただいた上で、廿日市市が定める選定委員会が審査を行い「採用事業者」を決定します。

２　経営管理実施権設定候補森林

（１）対象地（詳細は別紙のとおり）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所在・地番 | 林班・小班 | 地目 | 面積（ha） | 樹種 | 林齢 |
| 廿日市市飯山中崎 | 88林班 006小班外 | 山林 | 27.01ha | スギ・  ヒノキ外 | 33～98年生 |

（２）対象期間

　　　経営管理実施権配分計画公告日から令和２０年３月３１日まで

３　スケジュール

　　令和５年１１月１７日（金）募集開始(廿日市市ホームページに掲載)・企画提案書受付開始

　　受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前８時３０分から午後５時１５分とします。

　　受付場所は、廿日市市産業部農林水産課とします。

　　募集の内容に関する質問は、受付時間内に書面を持参するか、電子メールにより提出してください。

　　Ｅ-mail：norinsuisan@city.hatsukaichi.lg.jp

　　令和５年１２月１５日（金） 企画提案書受付締切

　　令和５年１２月下旬　　　　 審査

　　令和５年１２月下旬　　　　 選定・結果通知

令和６年１月　　　 　　　経営管理実施権配分計画の作成・公告

４　提出書類

　　次の書類を取りまとめのうえ、正本１部・副本４部(副本はコピー可)を、事前連絡のうえ持参提出してください。

　　なお、書類作成に伴う費用は申請者が負担するものとします。

　○企画提案書

　　添付書類　①　企画提案書の見積書に関する根拠資料

　　　　　　　②　森林経営管理法第36条第１項の規定による公募に応募した資料の写し

５　その他

　　経営管理実施権の設定にかかる諸条件については、該当する経営管理権集積計画を参照ください。